

## (9) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等一覧

## ① 健全化判断比率

市町村名	実質赤字比率	(早期健全化基準)	連結実質赤字比率	(早期健全化基準)	実質公債費比率	将来負担比率
大阪市	—	(11.25)	—	(16.25)	10.7	245.7
堺市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.9	81.1
岸和田市	—	(11.46)	—	(16.46)	13.4	183.4
豊中市	—	(11.25)	—	(16.25)	11.5	115.7
池田市	—	(12.52)	—	(17.52)	8.0	139.9
吹田市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.1	—
泉大津市	—	(12.73)	12.10	(17.73)	17.3	245.4
高槻市	—	(11.25)	—	(16.25)	0.9	—
貝塚市	—	(12.68)	—	(17.68)	12.4	150.1
守口市	2.96	(11.86)	11.71	(16.86)	6.4	144.0
枚方市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.0	41.8
茨木市	—	(11.27)	—	(16.27)	0.8	16.3
八尾市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.8	82.6
泉佐野市	—	(12.44)	26.42	(17.44)	18.4	393.5
富田林市	—	(12.35)	—	(17.35)	2.9	5.1
寝屋川市	—	(11.41)	—	(16.41)	4.6	53.6
河内長野市	—	(12.42)	—	(17.42)	7.2	32.2
松原市	—	(12.22)	8.09	(17.22)	6.9	125.8
大東市	—	(12.29)	—	(17.29)	4.4	48.0
和泉市	—	(11.75)	—	(16.75)	7.1	79.5
箕面市	—	(12.13)	—	(17.13)	7.1	—
柏原市	—	(12.84)	1.78	(17.84)	7.0	117.6
羽曳野市	—	(12.29)	—	(17.29)	8.5	163.4
門真市	—	(12.00)	14.78	(17.00)	7.0	91.4
摂津市	—	(12.33)	—	(17.33)	8.9	15.4
高石市	—	(12.98)	—	(17.98)	14.8	300.4
藤井寺市	1.46	(13.00)	—	(18.00)	7.0	71.0
東大阪市	—	(11.25)	—	(16.25)	8.0	93.7
泉南市	—	(13.03)	—	(18.03)	11.6	205.5
四條畷市	—	(13.21)	—	(18.21)	10.8	137.4
交野市	—	(12.91)	—	(17.91)	15.5	323.6
大阪狭山市	—	(13.20)	—	(18.20)	11.3	60.7
阪南市	—	(13.34)	2.52	(18.34)	9.2	74.3
島本町	—	(14.53)	—	(19.53)	13.5	50.1
豊能町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.9	98.1
豊勢町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	51.9
忠岡町	6.87	(15.00)	10.18	(20.00)	12.9	235.9
熊取町	—	(13.92)	—	(18.92)	10.9	84.7
田尻町	—	(15.00)	—	(20.00)	14.6	86.0
岬町	—	(15.00)	—	(20.00)	19.5	209.0
太子町	—	(15.00)	—	(20.00)	18.6	120.5
河南町	—	(15.00)	—	(20.00)	15.8	72.0
千早赤阪村	—	(15.00)	—	(20.00)	17.3	156.8
※ 都計	—	—	—	—	6.7	80.3
町村計	—	—	—	—	12.9	109.9
※ 市町村計	—	—	—	—	7.0	81.6
府計	—	—	—	—	8.4	143.3

※政令市を除く ※実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表示しています。

- ・実質赤字比率 (早期健全化基準) 11.25%~15% (財政再生基準) 20%
- ・連結実質赤字比率 (早期健全化基準) 16.25%~20% (財政再生基準) H20、21決算40% H22決算35% H23決算以降30%
- ・実質公債費比率 (早期健全化基準) 25% (財政再生基準) 35%
- ・将来負担比率 (早期健全化基準) 350% 政令市は400%
- ・実質公債費比率及び将来負担比率における計は、加重平均である。
- ・網掛けは、健全化判断比率が早期健全化基準以上となっている市町村及び比率である。

## ②資金不足比率

(単位：%)

特別会計(事業)名	上水道
大 阪 市	—
堺 市	—
岸 和 田 市	—
豊 中 市	—
池 田 市	—
吹 田 市	—
泉 大 津 市	—
高 槻 市	—
貝 塚 市	—
守 口 市	—
枚 方 市	—
茨 木 市	—
八 尾 市	—
泉 佐 野 市	—
富 田 林 市	—
寝 屋 川 市	—
河 内 長 野 市	—
松 原 市	—
大 東 市	—
和 泉 市	—
箕 面 市	—
柏 原 市	—
羽 曳 野 市	—
門 真 市	—
摂 津 市	—
高 石 市	—
藤 井 寺 市	—
東 大 阪 市	—
泉 南 市	—
四 條 畷 市	—
交 野 市	—
大 阪 狭 山 市	—
阪 南 市	—
島 本 町	—
豊 能 町	—
能 勢 町	—
忠 岡 町	—
熊 取 町	—
田 尻 町	—
岬 町	—
太 子 町	—
河 南 町	—
千 早 赤 阪 村	—
泉 北 水 道 企 業 団	—

特別会計(事業)名	工業用下水道
大 阪 市	—

特別会計(事業)名	簡易水道
河 南 町	—

特別会計(事業)名	下水道
大 阪 市	—
堺 市	—
岸 和 田 市	—
豊 中 市	—
池 田 市	—
吹 田 市	—
泉 大 津 市	—
高 槻 市	—
貝 塚 市	—
守 口 市	—
枚 方 市	—
茨 木 市	—
八 尾 市	—
泉 佐 野 市	—
富 田 林 市	—
寝 屋 川 市	—
河 内 長 野 市	—
松 原 市	—
大 東 市	—
和 泉 市	—
箕 面 市	—
柏 原 市	—
羽 曳 野 市	—
門 真 市	—
摂 津 市	—
高 石 市	—
藤 井 寺 市	1.7
東 大 阪 市	—
泉 南 市	—
四 條 畷 市	—
交 野 市	—
大 阪 狭 山 市	—
阪 南 市	—
島 本 町	—
豊 能 町	—
能 勢 町	—
能 勢 町	—
忠 岡 町	0.2
熊 取 町	—
田 尻 町	—
岬 町	—
岬 町	—
太 子 町	—
河 南 町	—
千 早 赤 阪 村	—
泉 北 環 境 整 備 施 設 組 合	—

特別会計(事業)名	病 院
大 阪 市	8.8
堺 市	14.8
岸 和 田 市	—
豊 中 市	—
池 田 市	4.2
吹 田 市	—
泉 大 津 市	—
貝 塚 市	5.1
枚 方 市	—
八 尾 市	—
泉 佐 野 市	2.1
松 原 市	90.8
和 泉 市	14.7
箕 面 市	—
柏 原 市	5.2
藤 井 寺 市	—
東 大 阪 市	—
阪 南 市	—

特別会計(事業)名	宅地造成
大 阪 市	—
大 阪 市	—
泉 大 津 市	—
枚 方 市	—
泉 佐 野 市	918.6
和 泉 市	—
箕 面 市	—
岬 町	—

特別会計(事業)名	交 通
大 阪 市	6.0
大 阪 市	—
高 槻 市	—

特別会計(事業)名	市 場
大 阪 市	198.7
大 阪 市	—

特別会計(事業)名	と畜場
貝 塚 市	—
羽 曳 野 市	—

特別会計(事業)名	電 気
堺 市	—
泉 北 環 境 整 備 施 設 組 合	—

特別会計(事業)名	観 光
千 早 赤 阪 村	—

※資金不足額がない場合は、「—」と表示している。

※【下水道事業】豊能町(上段)公共下水道事業(下段)個別排水処理事業、能勢町(上段)公共下水道事業(下段)農業集落排水事業、岬町(上段)公共下水道事業(下段)漁業集落排水事業

※【宅地造成事業】大阪市(上段)港営事業(下段)市街地再開発事業

※【交通事業】大阪市(上段)自動車運送事業(下段)高速鉄道事業

※【市場事業】大阪市(上段)中央卸売市場事業(下段)食肉市場事業

※網掛けは、健全化判断比率が早期健全化基準以上となっている市町村及び比率である。